

令和8年度 海南文化館和室他空調設備改修工事

設計図面

図番	図面名称
C - 01	機械設備工事 特記仕様書
C - 02	附近見取図、配置図
C - 03	空調設備 既設機器表
C - 04	空調設備 新設機器表
C - 05	空調設備 既設1階平面図
C - 06	空調設備 改修1階平面図
C - 07	空調設備 既設3階平面図
C - 08	空調設備 改修3階平面図
C - 09	空調設備 ダクト1階平面図
C - 10	空調設備 各参考図
C - 11	電気設備 既設3階平面図
C - 12	電気設備 改修3階平面図

機械設備工事仕様書

①. 工事種目						
建物別及び屋外	工 事 種 別					
工 事 種 目	海南文化館					
空 気 調 和 設 備	改修一式					
換 気 設 備						
排 煙 設 備						
自 動 制 御 設 備						
衛 生 器 具 設 備						
給 水 設 備						
排 水 設 備						
給 湯 設 備						
消 火 設 備						
ガ ス 設 備						
浄 化 槽 設 備						
撤 去 工 事	撤去一式					

②. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和4年版)」を参考とする。

③. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等

工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。

 - 竣工図の製本×3部(2つ折、原因版)
 - 竣工図の電子データ(CD-R)×2部
 - 保全に関する資料×1部
 - 工事写真：写真帳(着事前、竣工)×1部、電子データ×2部
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)

使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 技能士の適用

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。(・ダクトスペース、パイプシャフト内
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

 - 一般居室、廊下等
 - 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後割合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

工 事 項 目	建築	電気	衛生	空調	別途	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。

- 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は(・ 特定の施設 ○ 一般の施設)であり、地域係数は(○)1.0・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
中層階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- 重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・)
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
 - 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
 - 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。
 - 保温材は、ホルムアルデヒド及びビニレンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。
 - 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。

④. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを走り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、原則グラスウール保温材とする。

給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分および消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。

厨房排気ダクトについては、ロックウール保温材とする。

冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う。耐火二層管は保温を行わない。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
- ダクトは図面特記部分以外は、低圧ダクトとする。

長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
(・ コーナーボルト工法 (・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) ・ アングルフランジ工法)
上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
- 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、一液管は10mm以上一ガス管を20mm以上とする。

- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ ダクトスペース、パイプシャフト内
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

 - 一般居室、廊下等
 - 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後割合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。








用 途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
"	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
"	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-HVA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
○ 冷 媒	断熱材被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
○ ドレン	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してよい)
"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
"	耐火二層管(内管VP)		

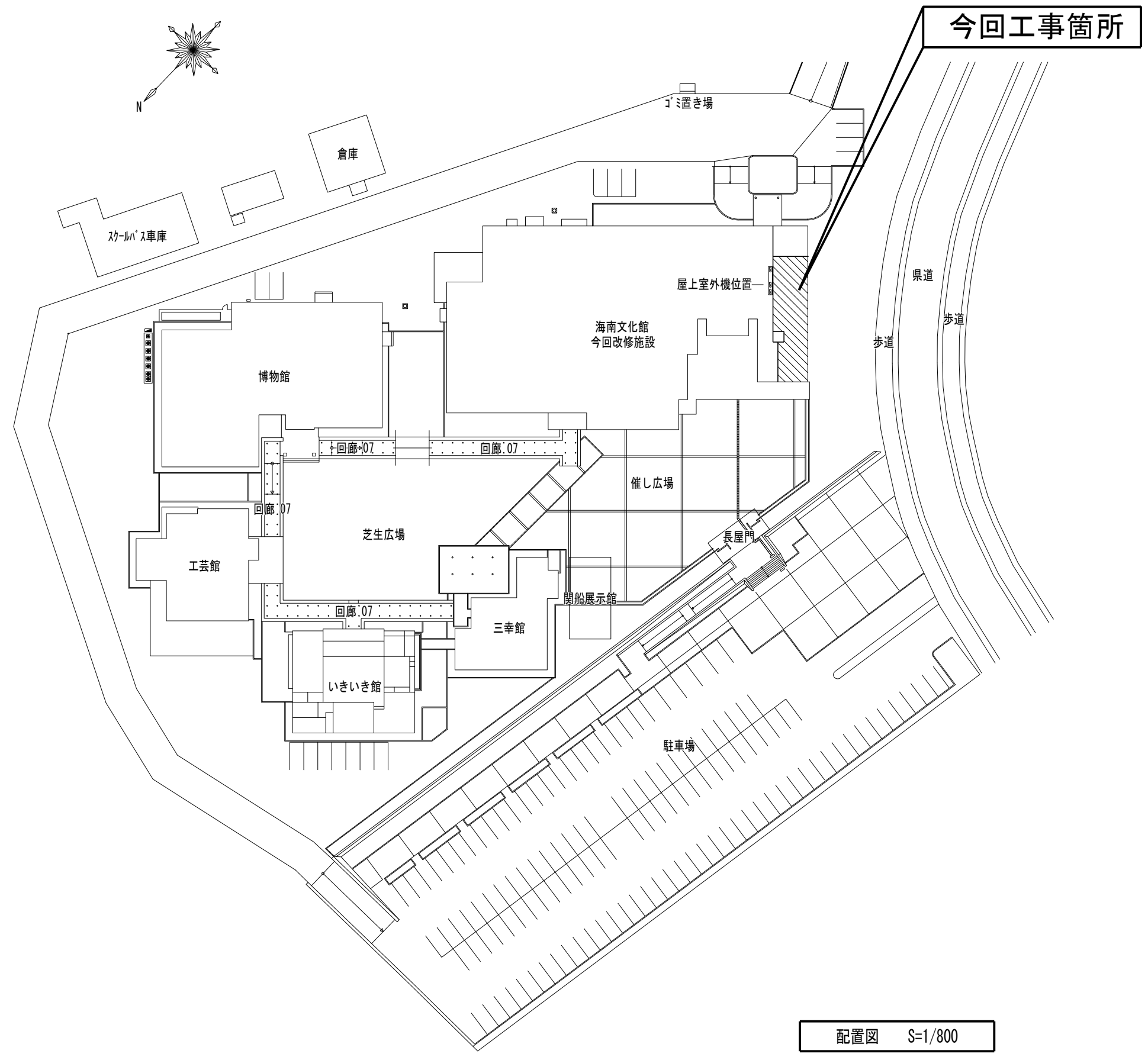
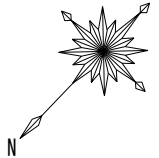
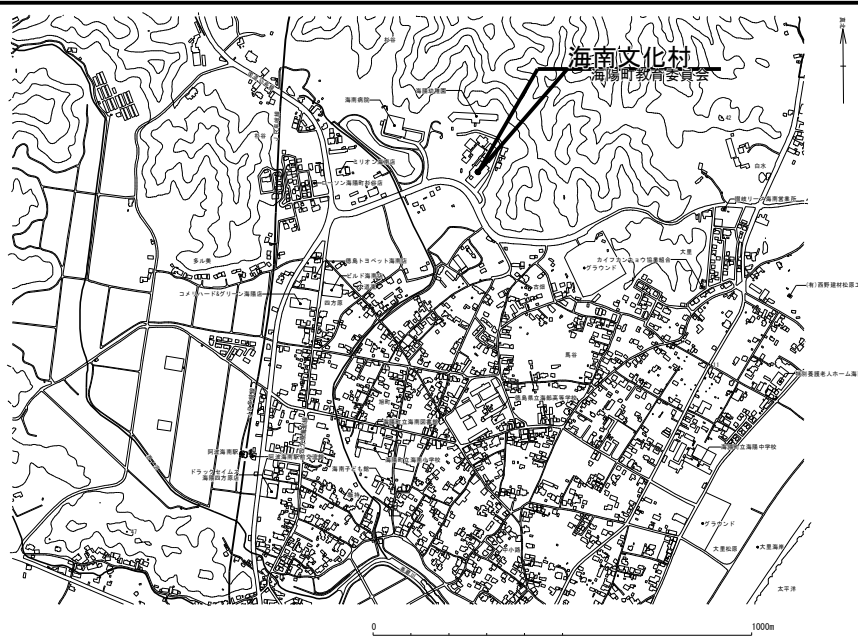
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
"	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
"	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
"	水道配水用ポリエチレン管	JWMA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
"	耐火二層管(内管VP)		
排 水(衛生器具接続部)			
" (屋外)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
"			
"	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
" (コンクリート埋設部)	被覆鋼管		
消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
" (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
" (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

⑥. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む。)、直だし吸収式冷温水機、小形吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形共)、コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) <p>密閉形隔膜式膨張タンク(空調用)</p> <p>密閉形隔膜式膨張タンク(給湯用)</p>
中央監視制御装置	
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁闘ふた

凡 例	
	冷媒管
	ドレン管
	ドレン管(土間・ビット)
	冷媒分岐管
	撤去配管
	現状維持・存置配管
	配管切断または接続箇所



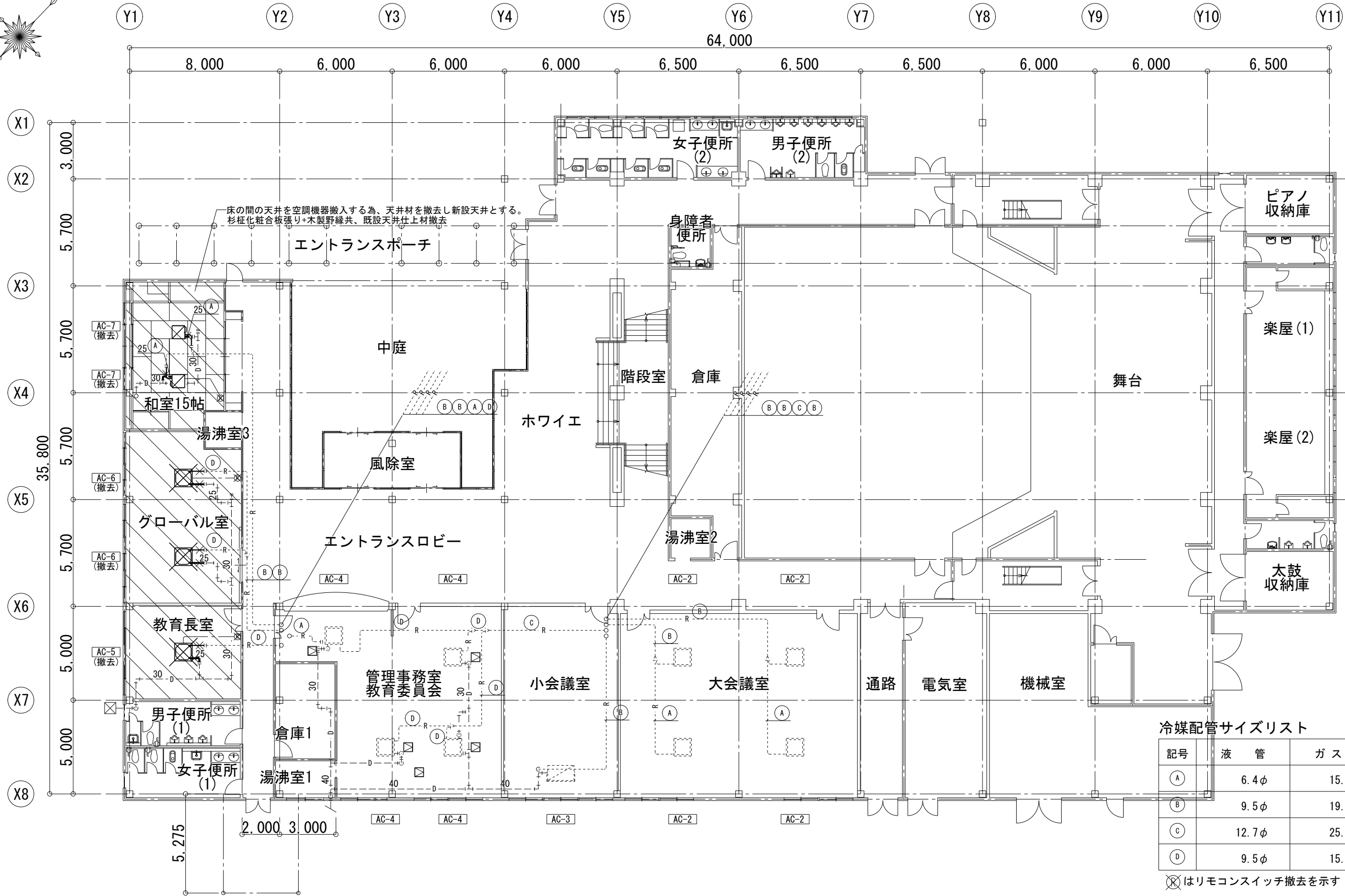
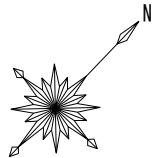
配置図 S=1/800

既設機器表			仕 様			電 源 (60Hz)				参 考 寸 法				設 置 場 所		備 考	
記 号	機 器 名 称 (系統名)	台 数	形 式	定 格 能 力		冷 媒	相	電 圧	定 格 消 費 電 力		H	W	D	質 量	階		室 名
				冷 房 (kW)	暖 房 (kW)				冷 房 (kW)	暖 房 (kW)							
AC-5	空気熱源パッケージエアコン (教育長室)	1	室外機 EHP	6.3	7.5	R22	3	200	-	-	800	850	315	62	-	屋上	室内外機撤去 室外機防振架台共 []内は天井ハコを示す
		1	室内機 天井カセット(4)										298 [37]	820 [950]	820 [950]	26 [7]	
AC-6	空気熱源パッケージエアコン (グローバル室)	1	室外機 EHP	14.0	16.0	R22	3	200	-	-	1275	1060	315	117	-	屋上	室内外機撤去 室外機防振架台共 []内は天井ハコを示す
		2	室内機 天井カセット(4) ツイン同時運転	7.0	8.0								298 [37]	820 [950]	820 [950]	26 [7]	
AC-7	空気熱源パッケージエアコン (和室15帖)	1	室外機 EHP	11.2	12.5	R22	3	200	-	-	1275	925	315	108	-	屋上	室内外機撤去 室外機防振架台共
		2	室内機 天井埋込形 ツイン同時運転	5.0	5.9								398	690	670	40	

●天井カセット形において、4方向吹出は(4)、2方向は(2)、1方向は(1)とする。

新設機器表			仕 様				電 源 (60Hz)					高調波対策	防 振 G S P ゴム スプリング ゴムパッド	設 置 場 所		備 考
記 号	機 器 名 称 (系統名)	台 数	形 式	定 格 能 力		圧縮機出力 (kW)	相 (φ)	電 圧 (V)	定 格 消 費 電 力					階	室 名	
				冷 房 (kW)	暖 房 (kW)				冷 房 (kW)	暖 房 (kW)	暖房低温 (kW)					
AC-5	空気熱源パッケージエアコン (教育長室)	1	室外機 EHP	5.6	6.3	1.34	3	200	1.54	1.62	2.31		S	-	屋上	付属品 室外機:耐重塩害仕様 室外機用防振架台共 ワイヤードレコン
		1	室内機 天井カセット(4)										G	1	教育長室	
AC-6	空気熱源パッケージエアコン (グローバル室)	1	室外機 EHP	14.0	16.0	4.32	3	200	5.08	4.26	5.48		S	-	屋上	付属品 室外機:耐重塩害仕様 室外機用防振架台共 ワイヤードレコン
		2	室内機 天井カセット(4) ツイン同時運転	7.1	8.0								G	1	グローバル室	
AC-7	空気熱源パッケージエアコン (和室15帖)	1	室外機 EHP	10.0	11.2	2.50	3	200	2.88	3.19	3.43		S	-	屋上	付属品 室外機:耐重塩害仕様 室外機用防振架台共 ワイヤードレコン 角ダクトファン(吸込用)
		2	室内機 天井埋込形 ツイン同時運転	5.0	5.6								G	1	和室 15帖	

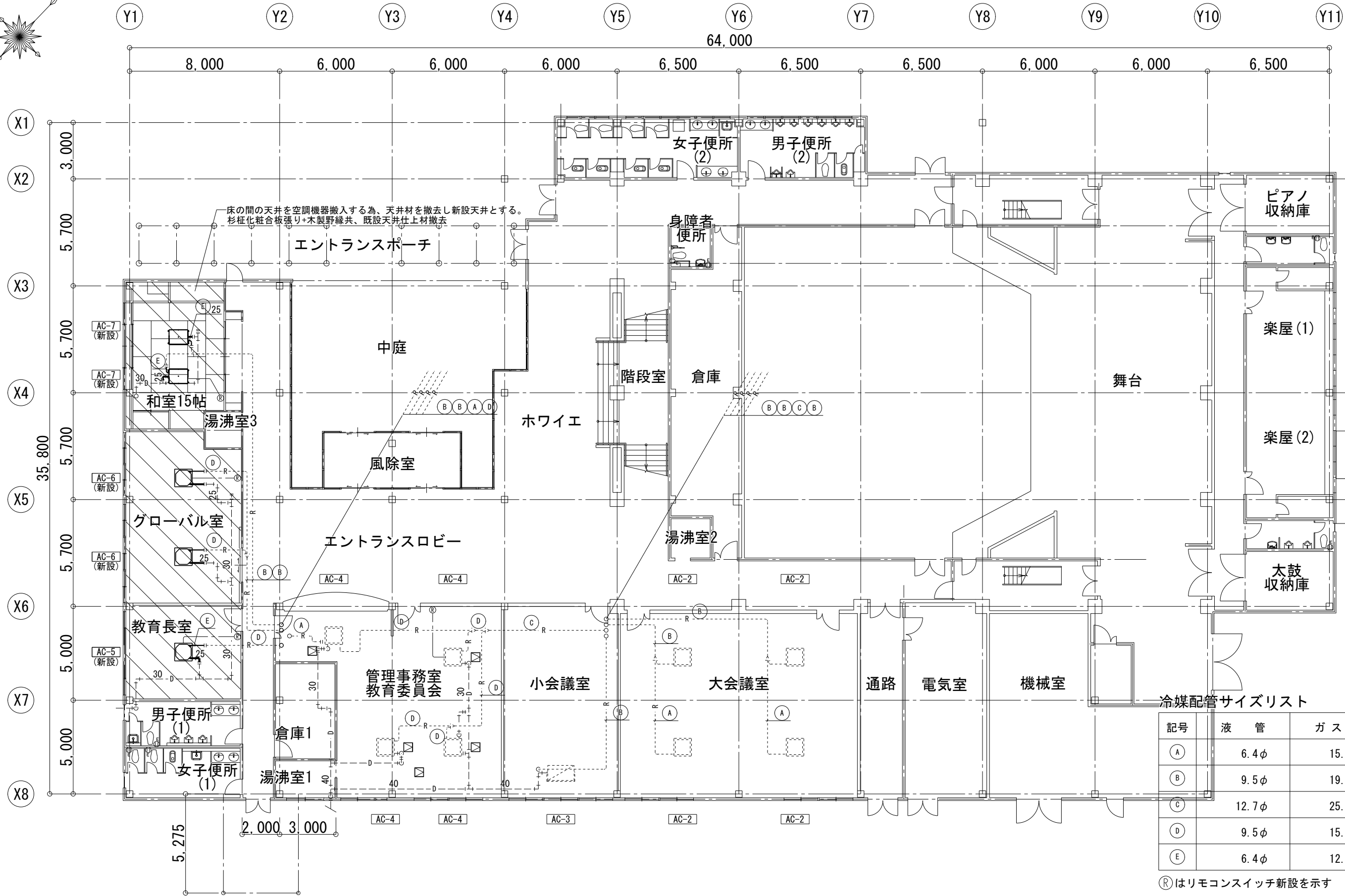
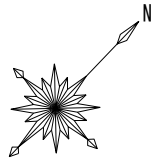
- 冷房及び暖房能力はJIS標準条件による能力で示す。
- 冷媒はR32とする。
- 天井カセット形において、4方向吹出は(4)、2方向は(2)、1方向は(1)とする。
- 表記電気容量は参考値とする。
- 空気熱源パッケージエアコンは省エネ法2015年基準値達成機種とする。
- ルーフエアコンはグリーン購入法調達基準適合機種とする。



冷媒配管サイズリスト

記号	液管	ガス管
A	6.4φ	15.9φ
B	9.5φ	19.1φ
C	12.7φ	25.4φ
D	9.5φ	15.9φ

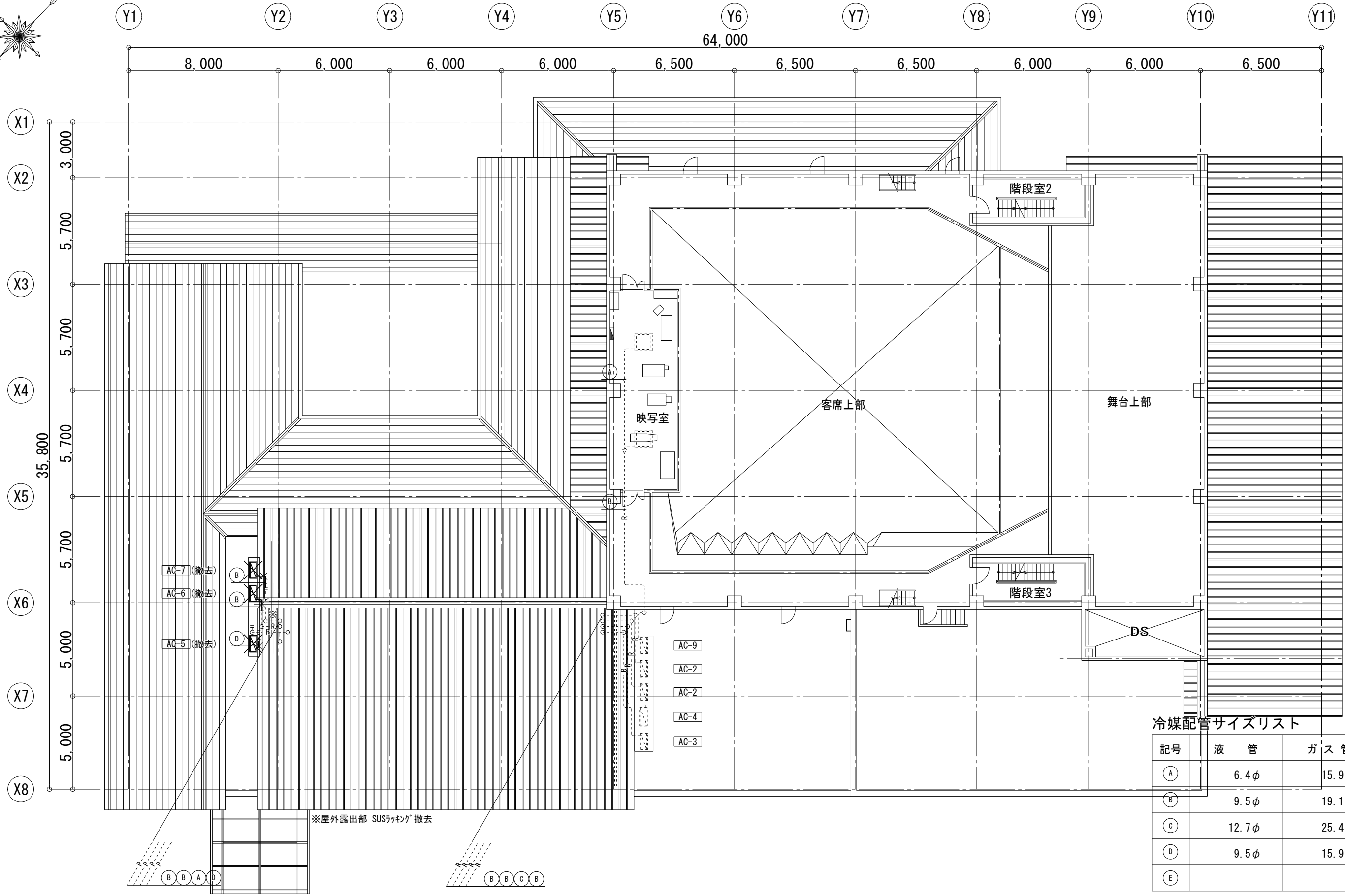
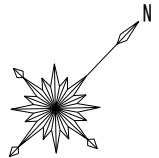
⊗ はリモコンスイッチ撤去を示す



冷媒配管サイズリスト

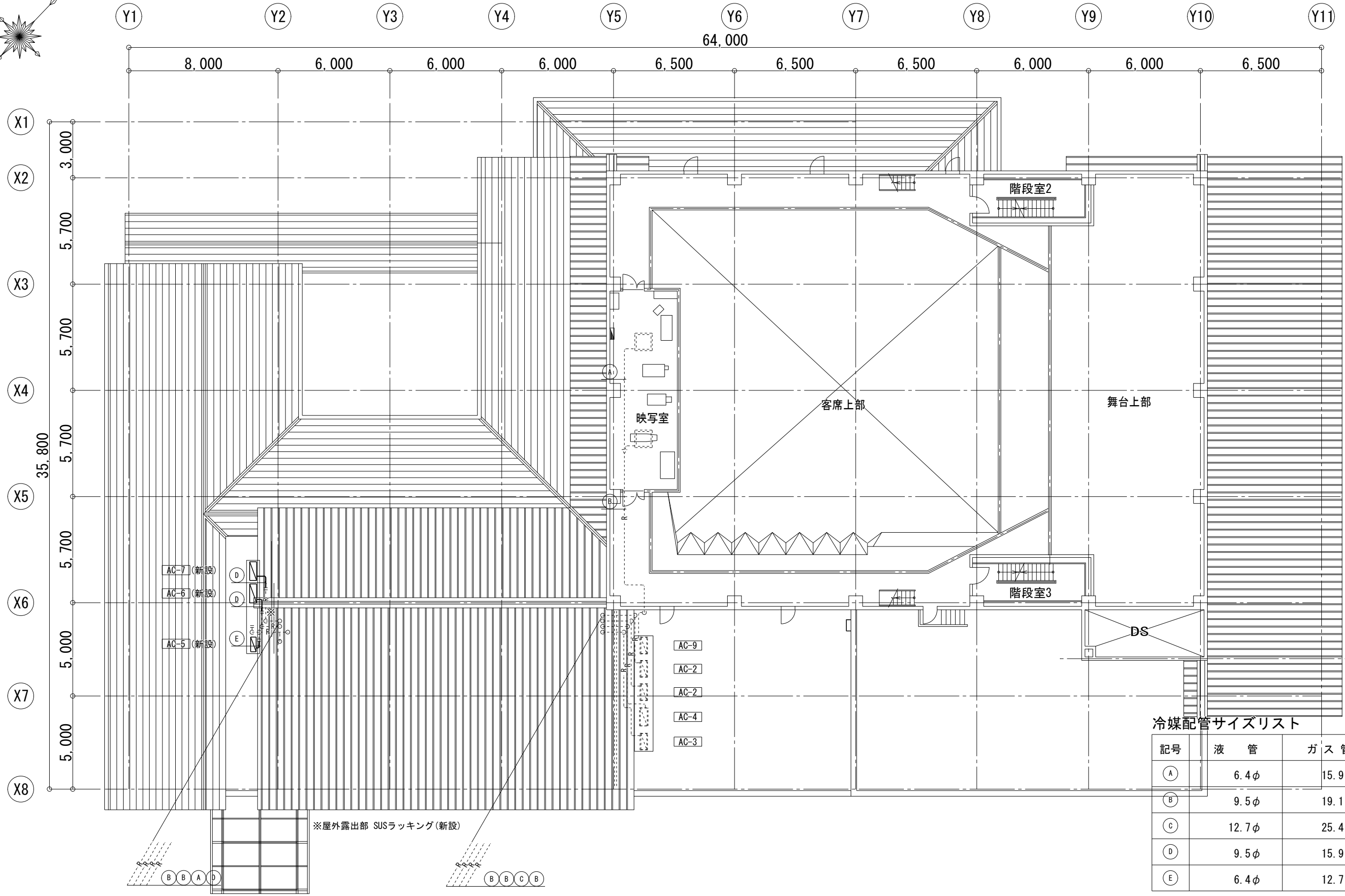
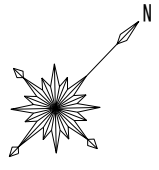
記号	液管	ガス管
A	6.4φ	15.9φ
B	9.5φ	19.1φ
C	12.7φ	25.4φ
D	9.5φ	15.9φ
E	6.4φ	12.7φ

Ⓡ はリモコンスイッチ新設を示す



冷媒配管サイズリスト

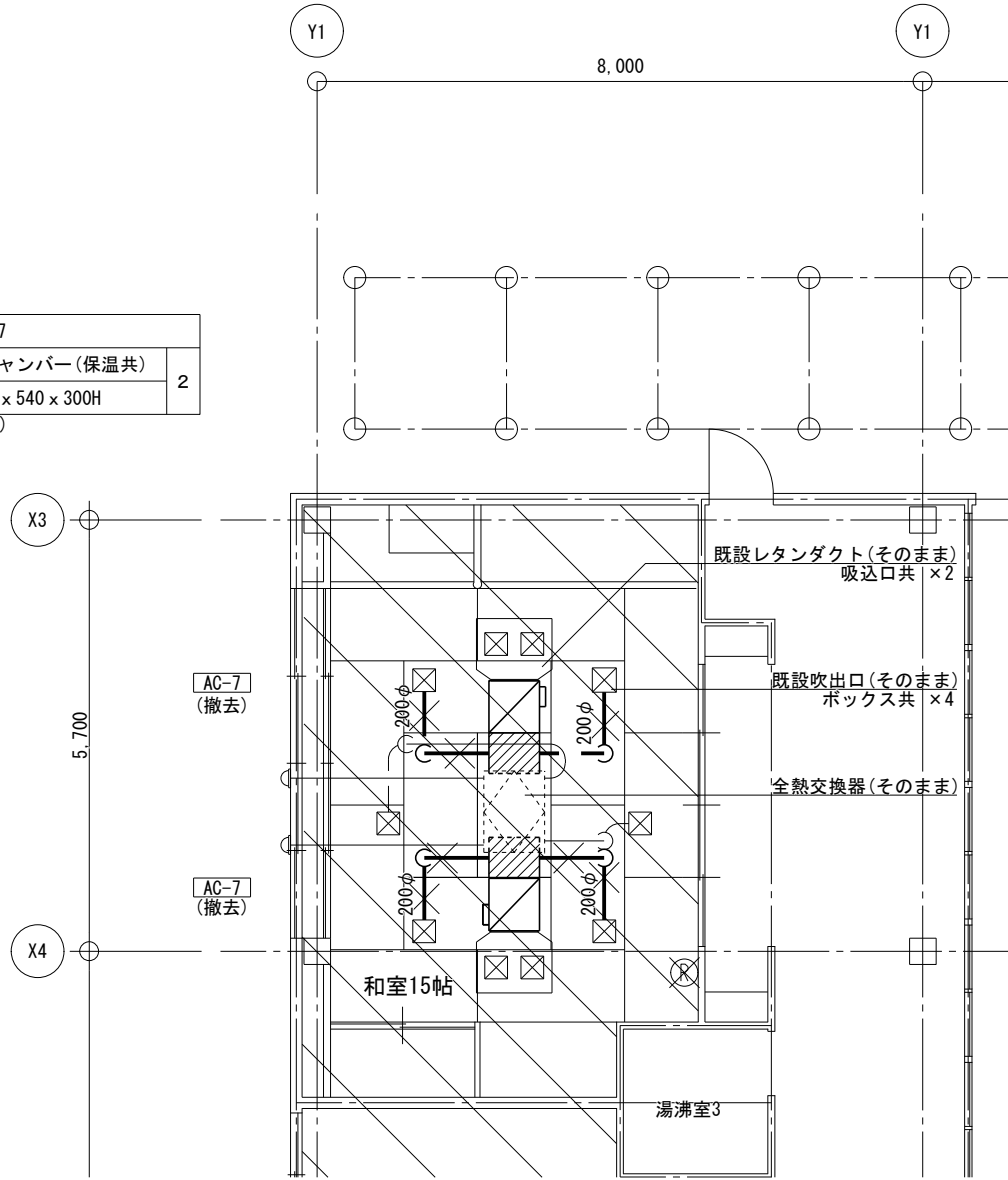
記号	液管	ガス管
A	6.4φ	15.9φ
B	9.5φ	19.1φ
C	12.7φ	25.4φ
D	9.5φ	15.9φ
E		



冷媒配管サイズリスト

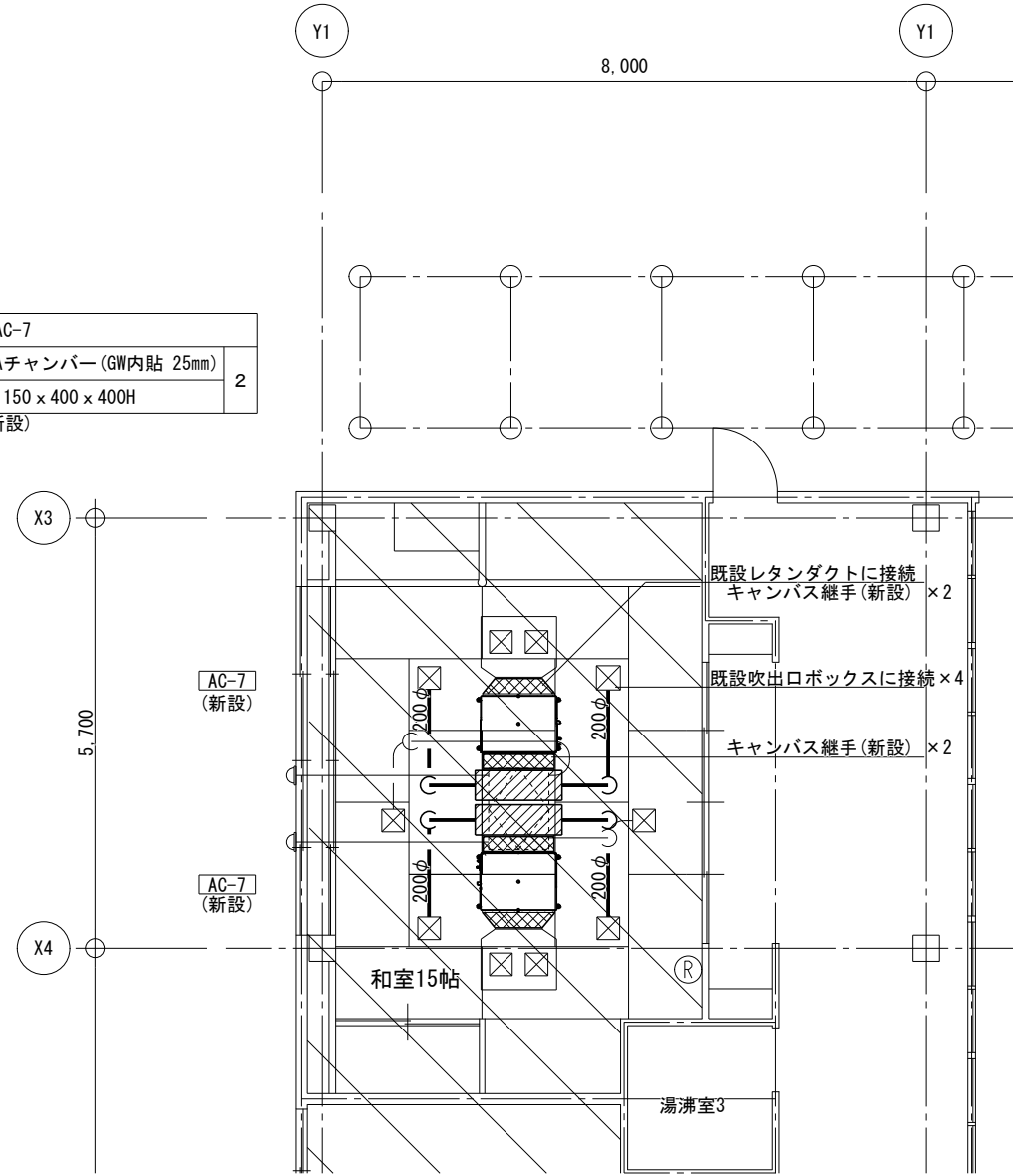
記号	液管	ガス管
A	6.4φ	15.9φ
B	9.5φ	19.1φ
C	12.7φ	25.4φ
D	9.5φ	15.9φ
E	6.4φ	12.7φ

AC-7	
SAチャンバー(保温共)	2
670 x 540 x 300H	
(撤去)	



1階和室(15帖)平面図(改修前) SC=1/100

AC-7	
SAチャンバー(GW内貼 25mm)	2
1150 x 400 x 400H	
(新設)	

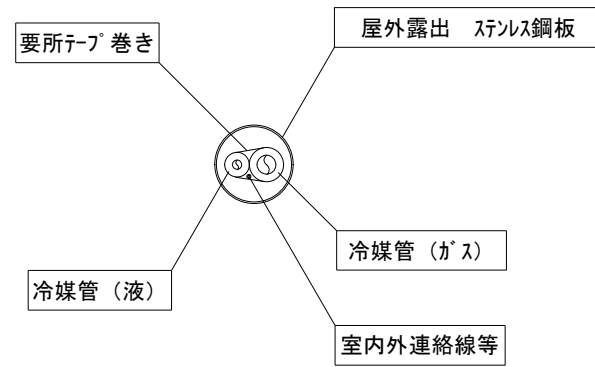


1階和室(15帖)平面図(改修後) SC=1/100

※(AC-7) SAダクトはフレキシブルダクト(保温付)とする

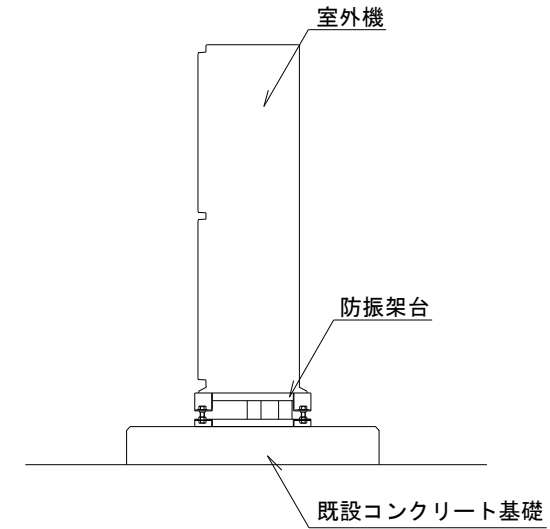
冷媒管保護要領参考図

Non



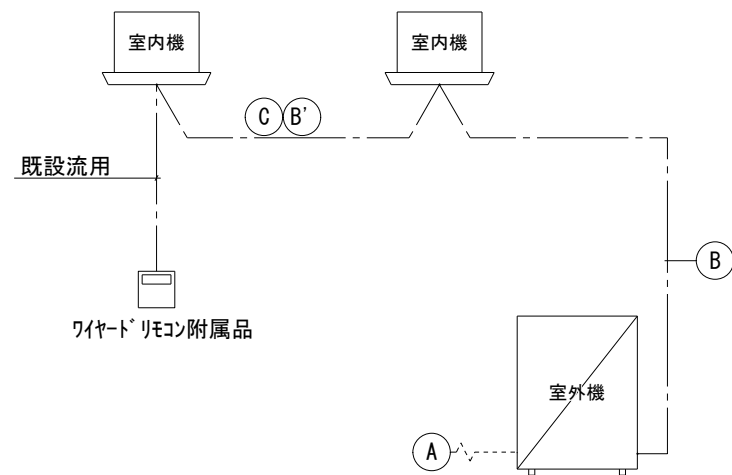
室外機設置要領参考図

Non



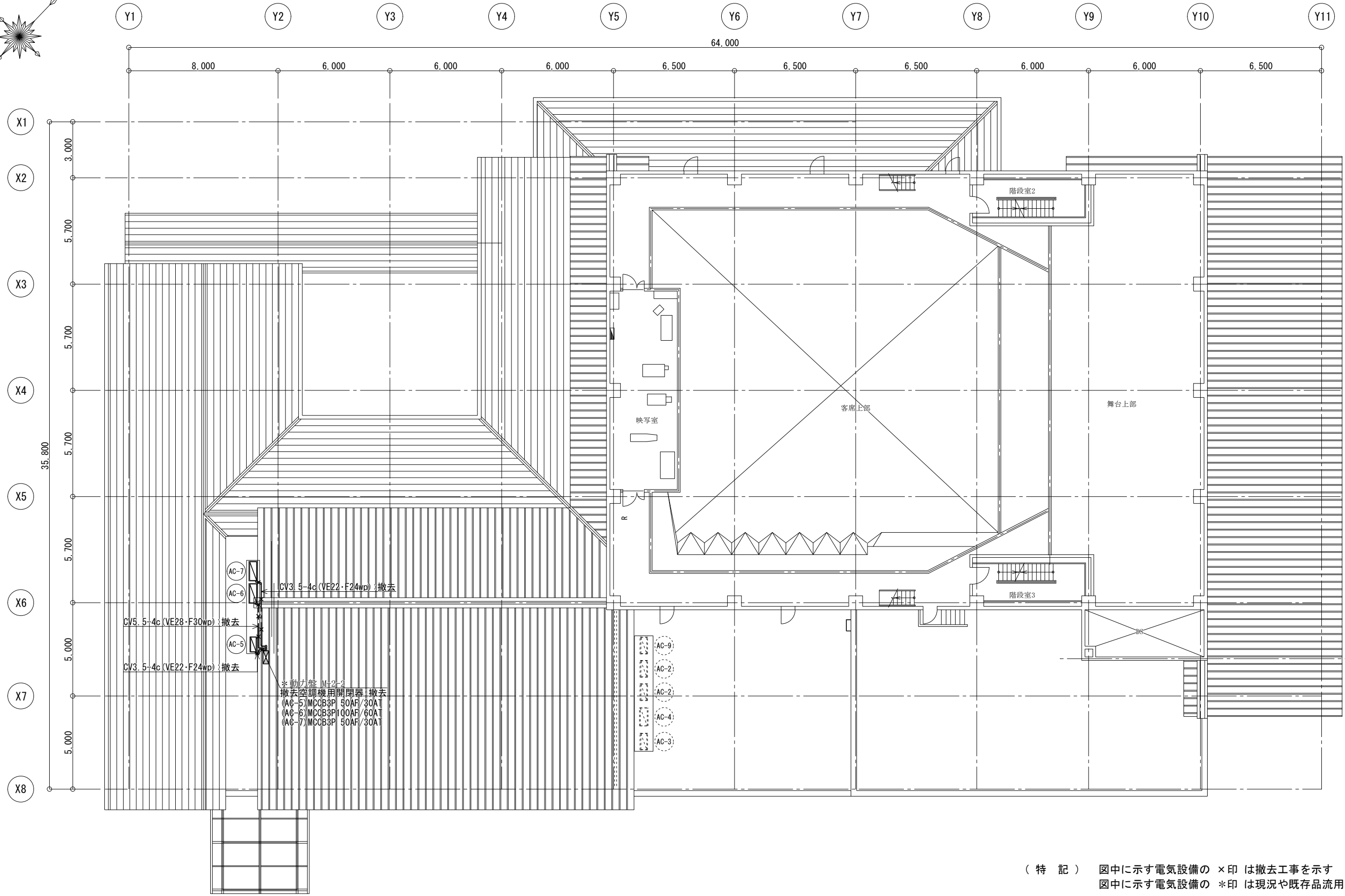
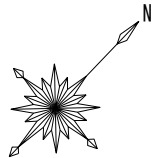
エアコン配線要領参考図

Non

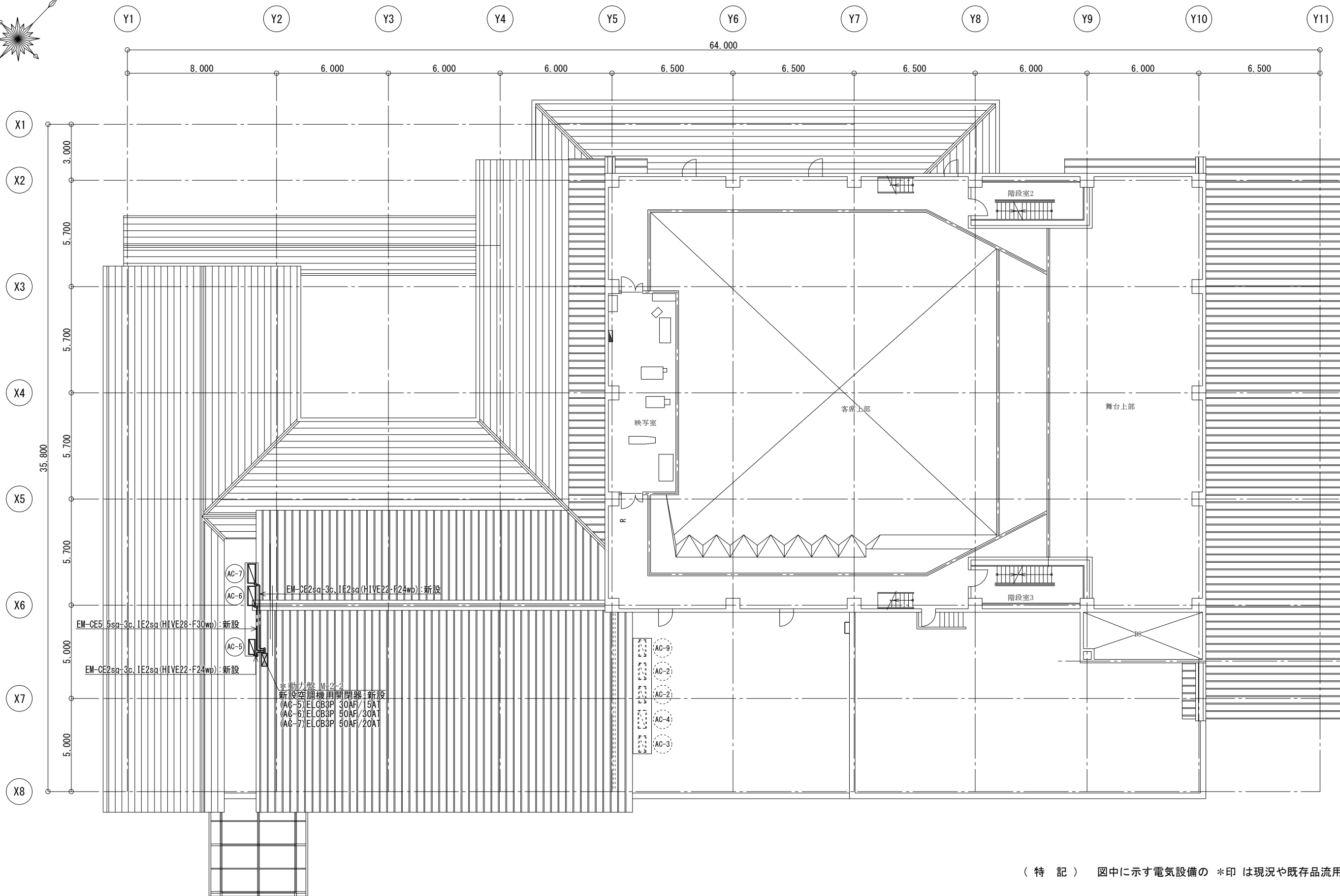
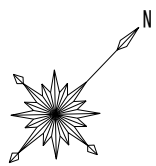


記号	種類	電気	空調	線種	備考
Ⓐ	主電源	○			
Ⓑ	室内外渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c	既設流用
Ⓑ'	室内内渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c	既設流用
Ⓒ	リモコン線、渡り線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	既設流用

室内外渡り線は冷媒管共巻き施工とする



(特記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
 図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す



(特 記) 図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す